

失業給付（基本手当）の概要

基本手当の概要

一般被保険者が失業（*1）した場合において、離職の日前2年間に被保険者であった期間が12月以上ある場合には（倒産、解雇等による離職の場合は、離職の日前1年間に被保険者であった期間が6月以上ある場合にも）、4週間に1回、公共職業安定所において、失業状態にあることの認定を行った上で基本手当が支給（*2）される。

*1) 「この法律において「失業」とは、被保険者が離職し、労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、職業に就くことができない状態にあることをいう」（雇用保険法第4条第2項）

*2) なお、自己都合離職者（正当な理由による自己都合離職者を除く。）又は重責解雇による離職者については、3か月間の給付制限がある。

支給額は日額及び日数として定められ、基本手当日額は離職前賃金の原則80～50%、所定給付日数は、定年退職者を含め離職前から予め再就職の準備ができるような者に対しては90日～150日（一般の離職者）、倒産・解雇等により再就職の準備をする時間的余裕なく離職を余儀なくされた者（特定受給資格者）に対しては90日～330日となっている。

給付日数（原則）

(イ) 倒産、解雇等による離職者（(ハ)を除く）

区分	被保険者であった期間				
	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
30歳未満	90日	90日	120日	180日	—
30歳以上35歳未満		90日	180日	210日	240日
35歳以上45歳未満		90日	180日	240日	270日
45歳以上60歳未満		180日	240日	270日	330日
60歳以上65歳未満		150日	180日	210日	240日

(ロ) 一般の離職者（(ハ)を除く）

区分	被保険者であった期間				
	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
全年齢	—	90日	90日	120日	150日

(ハ) 就職困難な者（障害者等）

区分	被保険者であった期間				
	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
45歳未満	150日	300日			
45歳以上65歳未満		360日			

受給者実人員の推移

(単位：人、%)

	受給者実人員	
		(前年比)
平成15年度	839,487	(△ 19.9)
平成16年度	682,046	(△ 18.8)
平成17年度	627,837	(△ 7.9)
平成18年度	583,255	(△ 7.1)
平成19年度	566,666	(△ 2.8)
平成19年4月	514,063	(△ 5.5)
5月	595,931	(0.2)
6月	586,434	(△ 5.5)
7月	618,864	(△ 1.7)
8月	636,917	(△ 4.4)
9月	590,791	(△ 3.3)
10月	599,148	(△ 0.8)
11月	563,907	(△ 2.7)
12月	534,954	(△ 2.1)
平成20年1月	542,277	(△ 0.7)
2月	518,182	(△ 2.6)
3月	498,526	(△ 4.8)
4月	500,496	(△ 2.6)
5月	552,045	(△ 7.4)
6月	568,164	(△ 3.1)
7月	607,559	(△ 1.8)
8月	601,220	(△ 5.6)
9月	606,114	(2.6)

(注) 各年度の受給者実人員の数値は年度間月平均値である。

特定受給資格者の範囲の概要

I 「倒産」等により離職した者

- ① 倒産(破産、民事再生、会社更生等の各倒産手続の申立て又は手形取引の停止等)に伴い離職した者
- ② 事業所において大量雇用変動の場合(1か月に30人以上の離職を予定)の届出がされたため離職した者及び当該事業主に雇用される被保険者の3分の1を超える者が離職したため離職した者
- ③ 事業所の廃止(事業活動停止後再開の見込みのない場合を含む。)に伴い離職した者
- ④ 事業所の移転により、通勤することが困難となったため離職した者

II 「解雇」等により離職した者

- ① 解雇(自己の責めに帰すべき重大な理由による解雇を除く。)により離職した者
- ② 労働契約の締結に際し明示された労働条件が事実と著しく相違したことにより離職した者
- ③ 賃金(退職手当を除く。)の額の3分の1を超える額が支払期日までに支払われなかった月が引き続き2か月以上となったこと等により離職した者
- ④ 賃金が、当該労働者に支払われていた賃金に比べて85%未満に低下した(又は低下することとなった)ため離職した者(当該労働者が低下の事実について予見し得なかった場合に限る。)
- ⑤ 離職の直前3か月間に連続して労働基準法に基づき定める基準に規定する時間(各月45時間)を超える時間外労働が行われたため、又は事業主が危険若しくは健康障害の生ずるおそれがある旨を行政機関から指摘されたにもかかわらず、事業所において当該危険若しくは健康障害を防止するために必要な措置を講じなかったため離職した者
- ⑥ 事業主が労働者の職種転換等に際して、当該労働者の職業生活の継続のために必要な配慮を行っていないため離職した者
- ⑦ 期間の定めのある労働契約の更新により3年以上引き続き雇用されるに至った場合において当該労働契約が更新されないこととなったことにより離職した者
- ⑧ 期間の定めのある労働契約(当該期間が1年未満のものに限る。)の締結に際し当該労働契約が更新されることが明示された場合において当該労働契約が更新されないこととなったこと(1年以上引き続き同一の事業主の適用事業に雇用されるに至った場合を除く。)により離職した者
- ⑨ 上司、同僚等からの故意の排斥又は著しい冷遇若しくは嫌がらせを受けたことにより離職した者及び事業主が職場におけるセクシュアルハラスメントの事実を把握

していながら、雇用管理上の措置を講じなかった場合

- ⑩ 事業主から直接若しくは間接に退職するよう勧奨を受けたことにより離職した者（従来から恒常的に設けられている「早期退職優遇制度」等に応募して離職した場合は、これに該当しない。）
- ⑪ 事業所において使用者の責めに帰すべき事由により行われた休業が引き続き3か月以上となったことにより離職した者
- ⑫ 事業所の業務が法令に違反したため離職した者

Ⅲ 被保険者期間が6月（離職前1年間）以上 12月（離職前2年間）未満であって、以下の正当な理由のある自己都合により離職した者（※）

- ① 体力の不足、心身の障害、疾病、負傷、視力の減退、聴力の減退、触覚の減退等により離職した者
- ② 妊娠、出産、育児等により離職し、雇用保険法第20条第1項の受給期間延長措置を受けた者
- ③ 父若しくは母の死亡、疾病、負傷等のため、父若しくは母を扶養するために離職を余儀なくされた場合又は常時本人の介護を必要とする親族の疾病、負傷等のために離職を余儀なくされた場合のように、家庭の事情が急変したことにより離職した場合
- ④ 配偶者又は扶養すべき親族と別居生活を続けることが困難となったことにより離職した場合
- ⑤ 次の理由により、通勤不可能又は困難となったことにより離職した者
 - i) 結婚に伴う住所の変更
 - ii) 育児に伴う保育所その他これに準ずる施設の利用又は親族等への保育の依頼
 - iii) 事業所の通勤困難な地への移転
 - iv) 自己の意思に反しての住所又は居所の移転を余儀なくされたこと
 - v) 鉄道、軌道、バスその他運輸機関の廃止又は運行時間の変更等
 - vi) 事業主の命による転勤又は出向に伴う別居の回避
 - vii) 配偶者の事業主の命による転勤若しくは出向又は配偶者の再就職に伴う別居の回避
- ⑥ その他、上記Ⅱの⑩に該当しない企業整備による人員整理等で希望退職者の募集に応じて離職した者等

（※） 給付制限を行う場合の「正当な理由」に係る認定基準と同様に判断されます。

基本手当支給終了者の推移

(単位:人)

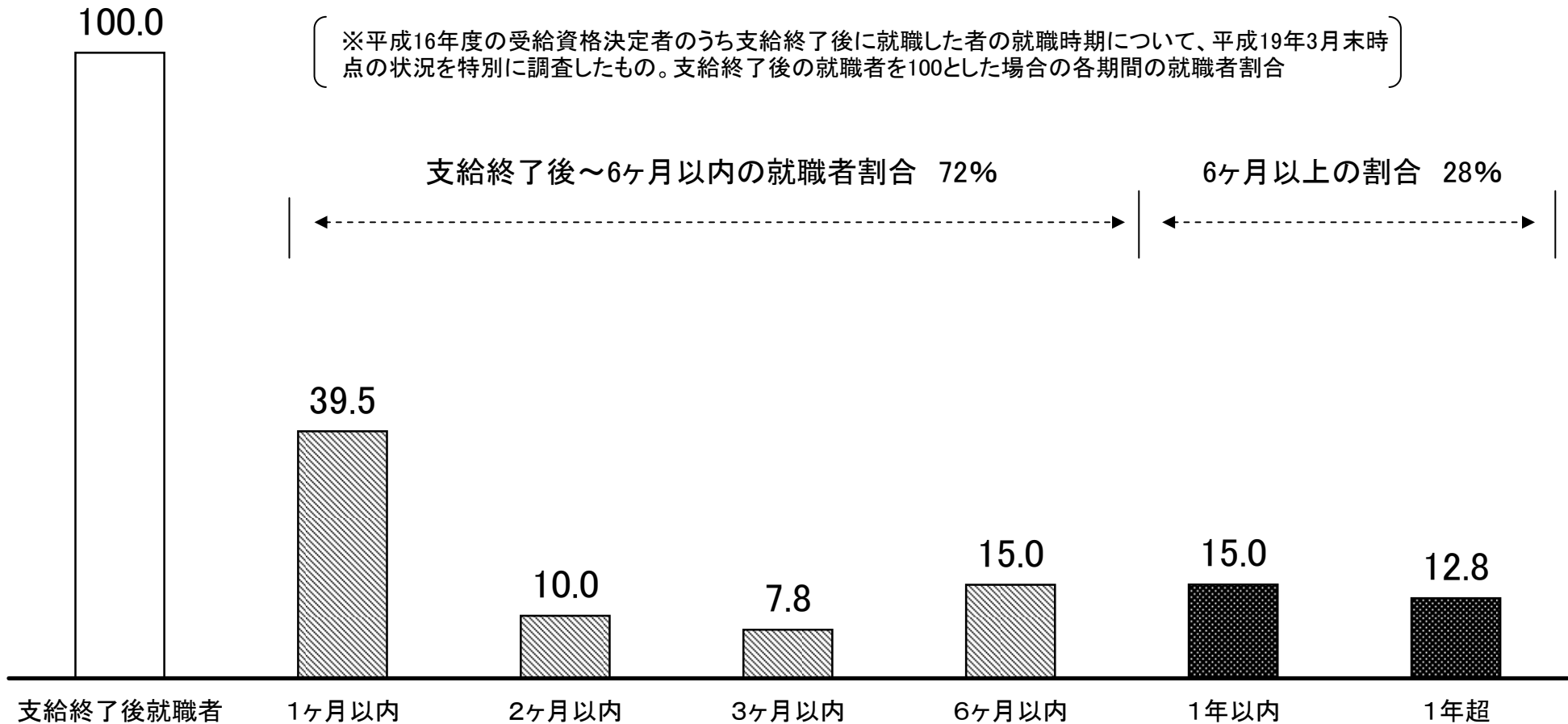
	① 初回受給者数	② 支給終了者数	②/①
平成10年度	2,178,276	1,543,259	70.8%
平成11年度	2,167,715	1,604,434	74.0%
平成12年度	2,099,963	1,543,406	73.5%
平成13年度	2,375,228	1,748,918	73.6%
平成14年度	2,312,366	1,856,693	80.3%
平成15年度	1,990,245	1,647,405	82.8%
平成16年度	1,790,799	1,411,701	78.8%
平成17年度	1,704,781	1,302,872	76.4%
平成18年度	1,606,197	1,203,354	74.9%
平成19年度	1,567,895	1,167,923	74.5%

(注1)支給終了者とは、所定給付日数を全て受給した受給者数である。

(注2)各年度の支給終了者には、前年度以前の初回受給者のうち当年度において支給終了に至った者を含む。

雇用保険受給者のうち支給終了後に就職した者の就職時期

〔※平成16年度の受給資格決定者のうち支給終了後に就職した者の就職時期について、平成19年3月末時点の状況を特別に調査したもの。支給終了後の就職者を100とした場合の各期間の就職者割合〕



(注) 調査時点での就職者は約115万人(調査対象者の58%)、未就職者は約83万人(42%)となっている。

〈都道府県別雇用失業情勢〉

	完全失業率 (%) 平成20年4～6月	有効求人倍率 (倍) 平成20年9月
全 国	4.0 (0.2)	0.84 (▲0.20)
北海道	5.1 (▲0.2)	0.50 (▲0.09)
青森県	5.6 (0.3)	0.40 (▲0.10)
岩手県	4.1 (0.0)	0.54 (▲0.16)
宮城県	4.5 (▲0.2)	0.67 (▲0.22)
秋田県	3.7 (▲0.7)	0.46 (▲0.17)
山形県	3.0 (0.0)	0.73 (▲0.19)
福島県	4.2 (0.0)	0.61 (▲0.28)
茨城県	4.0 (0.4)	0.84 (▲0.14)
栃木県	3.7 (0.4)	1.01 (▲0.41)
群馬県	3.3 (0.4)	1.54 (▲0.07)
埼玉県	3.9 (0.3)	0.85 (▲0.18)
千葉県	3.7 (0.2)	0.76 (▲0.19)
東京都	3.9 (0.1)	1.14 (▲0.19)
神奈川県	3.7 (▲0.2)	0.80 (▲0.16)
新潟県	3.5 (▲0.2)	0.81 (▲0.33)
富山県	2.9 (▲0.1)	0.83 (▲0.34)
石川県	2.9 (▲0.1)	1.07 (▲0.30)
福井県	2.9 (0.0)	1.10 (▲0.31)
山梨県	3.7 (0.8)	0.85 (▲0.18)
長野県	3.1 (0.3)	0.95 (▲0.23)
岐阜県	2.7 (0.5)	1.07 (▲0.26)
静岡県	2.8 (0.1)	1.00 (▲0.24)
愛知県	2.9 (0.2)	1.54 (▲0.34)
三重県	2.5 (0.0)	1.06 (▲0.33)
滋賀県	3.2 (0.2)	0.95 (▲0.36)
京都府	4.2 (0.2)	0.83 (▲0.09)
大阪府	5.2 (0.2)	0.90 (▲0.38)
兵庫県	4.1 (0.0)	0.75 (▲0.21)
奈良県	3.2 (▲0.5)	0.73 (▲0.08)
和歌山県	3.6 (0.0)	0.84 (▲0.11)
鳥取県	4.3 (0.9)	0.68 (▲0.09)
島根県	3.0 (0.9)	0.89 (▲0.05)
岡山県	3.6 (0.3)	1.18 (▲0.26)
広島県	3.4 (0.2)	0.99 (▲0.23)
山口県	3.1 (0.2)	1.04 (▲0.02)
徳島県	4.0 (0.0)	0.76 (▲0.13)
香川県	4.0 (0.4)	1.14 (▲0.17)
愛媛県	3.7 (0.1)	0.82 (▲0.03)
高知県	5.6 (0.0)	0.47 (▲0.05)
福岡県	5.1 (0.0)	0.61 (▲0.22)
佐賀県	3.1 (0.6)	0.62 (▲0.08)
長崎県	4.2 (0.1)	0.57 (▲0.05)
熊本県	4.3 (0.1)	0.60 (▲0.24)
大分県	4.2 (0.3)	0.84 (▲0.21)
宮崎県	3.6 (0.2)	0.54 (▲0.13)
鹿児島県	3.8 (▲0.2)	0.49 (▲0.13)
沖縄県	7.5 (0.0)	0.35 (▲0.09)

(資料出所) 総務省統計局「労働力調査」、厚生労働省「職業安定業務統計」

- (注) 1. 完全失業率は原数値。有効求人倍率は季節調整値。
 2. () 内は原数値の前年同期差。
 3. 完全失業率はモデル推計値。

年齢別の雇用失業情勢

(単位：倍，%，万人)

平成20年9月	完全失業率						就業率						完全失業者数		
	男女計		男		女		男女計		男		女		男女計		
		前年差		前年差		前年差		前年差		前年差		前年差		非自発	自発
年齢計	4.0	-	4.1	-	3.9	-	57.8	-0.3	69.8	-0.6	46.6	0.0	271	85	108
15～24	8.4	-0.3	9.1	1.5	7.6	-2.0	41.3	0.2	41.2	-0.9	41.2	1.1	50	6	19
25～34	5.4	0.5	5.1	0.1	5.7	0.9	78.6	0.2	90.7	-0.5	66.1	0.8	74	16	37
35～44	3.3	-0.5	2.9	-0.3	3.9	-0.7	80.1	0.1	94.3	0.4	65.6	-0.2	50	15	23
45～54	2.9	0.2	2.9	0.0	2.8	0.2	82.4	0.3	93.3	-0.1	71.6	1.0	38	16	16
55～64	3.7	0.4	4.2	0.3	2.9	0.6	66.8	0.4	81.7	0.2	52.4	0.5	48	27	11
55～59	3.4	0.3	3.8	0.0	2.9	0.7	74.4	-0.1	89.1	0.0	60.0	-0.2	26	12	8
60～64	4.0	0.4	4.7	0.2	2.9	0.2	58.6	2.0	73.7	1.8	44.3	2.1	22	15	3
65歳以上	1.8	-0.1	2.3	0.0	0.9	-0.5	19.6	-0.7	28.5	-0.9	12.9	-0.6	10	5	1

(資料出所) 総務省統計局「労働力調査」

- (注) 1. 完全失業率の年齢計は季節調整値。その他は原数値。
2. 就業率は、就業者数を15歳以上人口で除した数値。

再就職手当の概要

1 概要

受給資格者が安定した職業に就いた場合において、当該職業に就いた日の前日における基本手当の支給残日数が、当該受給資格に基づく所定給付日数の3分の1以上かつ45日以上である者について支給される。

2 支給要件

次のすべてに該当する場合に支給する。

- (1) 就職日の前日における基本手当の支給残日数が所定給付日数の3分の1以上かつ45日以上であること。
- (2) 1年を超えて引き続き雇用されることが確実と認められる職業に就き、又は事業を開始した者であること。
- (3) 離職前の事業主（関連事業主を含む。）に再び雇用されたものでないこと。
- (4) 待期期間の経過後に職業に就き、又は事業を開始したこと。
- (5) 給付制限を受けた場合については、待期期間の満了後1ヶ月については、公共職業安定所等の紹介により職業に就いたこと。
- (6) 求職の申込み前になされた雇用予約に基づいて雇用されたものでないこと。
- (7) 安定した職業に就いた日前3年以内の就職について、就業促進手当の支給を受けたことがないこと。
- (8) その他、就業促進手当を支給することがその者の職業の安定に資すると認められるものであること。

3 支給額

基本手当日額に支給残日数に相当する日数の10分の3を乗じて得た額

4 根拠条文

雇用保険法第56条の2

5 その他

支給額を基本手当日額で除した日数（＝支給残日数に相当する日数の10分の3）分については、基本手当の支給を受けたものとみなされる。